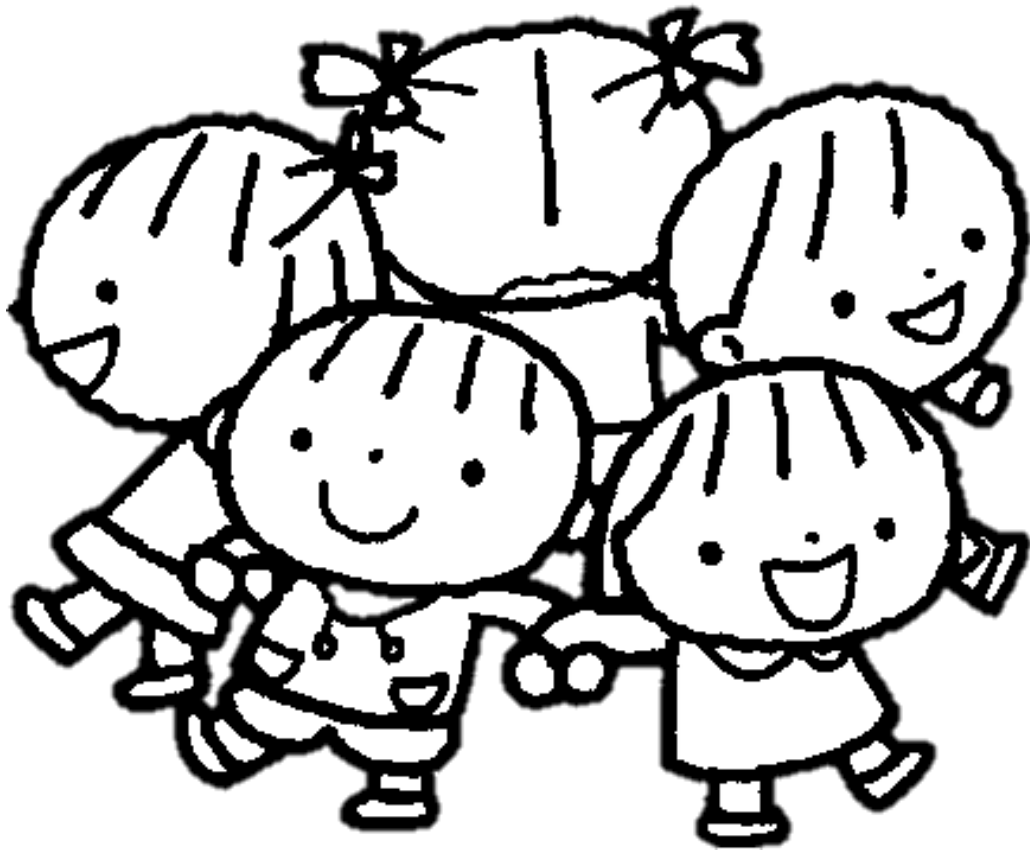


保育施設等入所申込のしおり

令和8年度入所申込用



〒728 - 8501

三次市十日市中二丁目8番1号

三次市子育て支援部

保育課 保育係

TEL 0824 - 62 - 6147

FAX 0824 - 62 - 6300

目 次

◆子どものための教育・保育給付支給認定・保育施設等利用調整.....	1
◆1号認定こども用 【幼稚園・認定こども園】	1
1. 利用にあたって.....	1
2. 利用手続きの流れ.....	1
◆2号・3号認定こども用 【保育所・認定こども園】	2
1. 保育を必要とする事由	2
2. 利用手続きの流れ.....	2
3. 保育施設等入所申込受付について.....	3
4. 保育施設等入所申込に必要な書類等.....	4
5. 保育認定の有効期間について	7
6. 年齢早見表	7
7. 保育の必要量（保育施設等を利用できる時間）.....	8
◆保育利用料.....	9
1. 保育利用料の算定について	9
2. 保育利用料の減額について	12
3. 保育利用料の納付方法について.....	12
4. 副食費について.....	13
5. アレルギー食対応について	13
◆その他	14
1. 土曜日午後保育の申込について.....	14
2. 延長保育の申込について	14
3. 休日保育の申込について	16
4. 一時預かりの申込について	16
5. その他の一時預かりについて	16
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について.....	17
7. 病児・病後児保育の申込について.....	18
8. 広域入所について.....	18
◆市内保育施設等.....	19
1. 公立・私立・認定こども園	19
2. 事業所内保育事業及び小規模保育事業.....	20
3. その他の教育・保育施設.....	20

◆子どものための教育・保育給付支給認定・保育施設等利用調整

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援制度」では、保育所や幼稚園、認定こども園等を利用する際に、子どものための教育・保育給付の支給にかかる認定を受けていただく必要があります。認定には、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。この区分に基づいて認定された子どもに対し、施設・事業者を通じて施設型給付費等の「給付」が行われます。

◆1号認定こども用 【幼稚園・認定こども園】

1号認定・・・保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子ども。

1. 利用にあたって

認定こども園（教育部分）と幼稚園の利用を希望する場合は、お住まいの自治体で1号認定（教育認定）を受ける必要があります。支給認定の申請に基づき、自治体が支給認定証を交付します。

三次市対象施設	所在地	電話番号	入所可能年齢
認定みゆきこども園	畠敷町 1868-2	(0824) 62-1388	満3歳
三次清心幼稚園	十日市中二丁目 1-43	(0824) 62-3505	満3歳

2. 利用手続きの流れ

1	利用を希望する園から願書を受け取り、提出します。	利用を希望する園について、あらかじめ条件等を確認してください。
2	内定後、園から申請書類を受け取ります。	
3	内定した園へ申請書類を提出します。（園を通して、三次市に提出されます。）	提出書類に不明な点がある場合は、三次市から電話などで内容を確認することがあります。
4	三次市から「支給認定証」が交付されます。	支給認定証は、なくさないように大切に保管してください。
5	「支給認定証」を園に提示し、利用契約を結びます。	
6	「保育利用料決定通知書」が届きます。	保育利用料は園が徴収します。
7	園の利用開始	退園する場合は、三次市保育課にも必ず退園の届出をしてください。

◆2号・3号認定こども用 【保育所・認定こども園】

2号認定・・・保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども。

3号認定・・・保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども。

1. 保育を必要とする事由

保護者等のいずれもが次の事由により、家庭において子どもの保育が困難な場合、2号又は3号の保育認定を受けて保育施設等の利用をしていただくことになります。保育認定を受けられた方には、三次市から「支給認定証」が交付されます。

- ① 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がない場合。（出産予定日の前2か月～後2か月）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合。
- ⑦ 就学している場合。
- ⑧ 育児休業取得中に既に保育施設等に入所している子どもの継続利用が必要な場合。
- ⑨ 虐待・DVのおそれがある場合。
- ⑩ その他、保育が必要な状態にあると三次市長が認める場合。

2. 利用手続きの流れ

1	申 込	必要書類を揃え、申込締切日までに保育課又は各支所へ提出してください。
2	審 査	提出いただいた書類をもとに保育の必要性を認定します。
3	支給認定	支給認定証を発行します。送付は利用調整後になります。
4	利用調整	支給認定証が交付される場合でも、保育施設等のクラス定員に余裕がない場合や保育施設等の体制が整わない場合には、入所できないことがあります。
5	入所決定	入所承諾通知を送付します。 その後の手続きは、入所が決定した保育施設等にご確認ください。
	入所保留	希望される保育施設等のクラス定員に余裕がない場合や、申し込み者が定員を上回り、利用調整の結果入所できなかった場合です。翌月以降も引き続き審査します。希望施設の変更や、就労状況等の変更があった場合、保育課へ連絡してください。

【備考】子ども・子育て支援法第20条第6項により、認定申請の受付日から30日以内に結果を通知することと規定されていますが、多数の申請に係る利用調整及び調査を行う必要があるため、30日以内に通知できません。同法の規定による処理見込期間は、次の「3. 保育施設等入所申込受付について」のとおりです。

3. 保育施設等入所申込受付について

入所の基準日は毎月1日です。受付は先着順ではありません。

受付期間：次の表のとおり（受付時間9：00～17：00）

5月以降の入所は、入所を希望する月の前々月の20日まで

※20日が開庁日の場合は、直前の開庁日まで

受付場所：保育課（市役所東館2階）、各支所

郵送での提出も受け付けます。（送付先：保育課、申込締切日必着）

審査結果通知：入所を希望する月の前月の上旬

また、三次市ホームページにも掲載しています。

三次市ホームページ「令和8年度保育施設等入所受付」はこちらから →

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/site/kosodate/35497.html>



入所を希望する月	申 込 締 切	結 果 通 知
令和8年 4月1日	【1次受付期間】 令和7年12月1日（月） ～令和8年1月16日（金）	3月初旬（予定）
	【2次受付期間】 令和8年1月19日（月） ～令和8年2月20日（金）	3月上旬（予定）
令和8年 5月1日	令和8年 3月19日（木）	4月上旬
令和8年 6月1日	令和8年 4月20日（月）	5月上旬
令和8年 7月1日	令和8年 5月20日（水）	6月上旬
令和8年 8月1日	令和8年 6月19日（金）	7月上旬
令和8年 9月1日	令和8年 7月17日（金）	8月上旬
令和8年10月1日	令和8年 8月20日（木）	9月上旬
令和8年11月1日	令和8年 9月18日（金）	10月上旬
令和8年12月1日	令和8年10月20日（火）	11月上旬
令和9年 1月1日	令和8年11月20日（金）	12月上旬
令和9年 2月1日	令和8年12月18日（金）	令和9年1月上旬
令和9年 3月1日	令和9年 1月20日（水）	令和9年2月上旬



4. 保育施設等入所申込に必要な書類等

次の書類を、保育課又は各支所へ提出してください。

これらの書類の様式は、市役所、各支所、各保育施設等にあります。

また、三次市ホームページからもダウンロードが可能です。

三次市ホームページ「保育施設等申込に必要な書類」はこちらから ➡

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/29/28937.html>



【4-1】 全ての方に共通に必要な書類

書類の名前	説明
令和8年度子どものための教育・保育給付支給認定申請書 兼 保育施設等入所利用調整申込書	別紙記入例を参考に、裏面も忘れず記入してください。 ※2人以上の子どもについて同時に申込される場合は、児童ごとに作成してください。
認定理由申立書（表） 確認票（裏） （両面で1枚）	『認定理由申立書』は、保育の必要性の認定、利用調整を行う上で必要な書類です。世帯(父母・祖父母)の状況等について申告していただきます。 『確認票』は、申請から認定、保育施設等を利用することになった場合までの確認事項を記入していますので、よくお読みになり、同意・承諾いただいた上で、保護者の方が署名してください。 ※保護者以外の方が提出する場合、委任状が必要です。 ※2人以上の子どもについて同時に申込をされる場合は、原本1枚と写しをご提出ください。

●マイナンバー制度に伴う個人番号の記載等について

マイナンバー制度の開始にあたり、令和8年度子どものための教育・保育給付支給認定申請書 兼 保育施設等入所利用調整申込書に「保護者及び申請に係る子どもの個人番号」の記載が必要となります。また、提出の際には、「番号確認」及び「本人確認」をさせていただく場合がありますので、次の必要書類をできるだけご持参ください。

・保護者本人が提出する場合

番号確認（次のいずれか）	本人確認（次のいずれか）
①マイナンバーカード ②通知カード（記載された氏名、住所等が住民票と一致している場合に限る） ③マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	①マイナンバーカード ②運転免許証、パスポート等 ③資格確認書、年金手帳等（写真がないものは2点確認）

・保護者以外の方（配偶者等）が提出する場合

代理確認	代理人の確認（次のいずれか）	番号確認（次のいずれか）
委任状 （確認票の下段に記入してください。）	①マイナンバーカード ②運転免許証、パスポート等 ③資格確認書、年金手帳等（写真がないものは2点確認）	①保護者本人のマイナンバーカード又はその写し ②保護者本人の通知カード又はその写し（記載された氏名、住所等が住民票と一致している場合に限る） ③保護者本人のマイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し

【4-2】状況に応じて必要な書類

書類の提出が必要なケース	書類の名称
保育施設等入所希望児童又は家族に、心身に障害のある人がいる場合	障害者手帳等



【4-3】保育を必要とする事由を証明する書類

※2人以上の子どもについて申込される場合は、原本1枚と写しをご提出ください。

年度の途中に就労状況等、保育を必要とする事由に変更があった場合は、前月20日までに変更申請をしていただき、審査により翌月初日からの保育時間等の認定変更が可能です。月途中での保育時間の認定変更は行いません。

保育を必要とする事由	必要書類	添付書類及び注意事項等
就労 (内定を含む) 育児休業	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月に48時間以上労働することを常態としていること。 ・内定の場合：就労（予定）証明書又は内定通知書等。 ・自営業（農業含む）の場合：就労証明書と直近の所得税確定申告の写し。（開業初年度の場合は開業届の写し） ・（育児休業復帰時）産前・産後休業の取得期間、育児休業の取得期間、および復職（予定）年月日が記入されたもの。
疾病・障害	診断書（必須）	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での保育が困難なことが記載されたもの。（療養期間の記入がなければ3か月間の療養とみなす）
	身体障害者手帳等の写し（所持者のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の番号・等級・本人欄・障害名が確認できる部分の写し。
介護・看護	介護（看護）申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護、看護していること。 ・被介護者（被看護者）の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証等の写し。 ・上記により状況が確認できない場合は、診断書。 ・通学付き添い等の場合、在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの。
就学	在学証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証の写し。 ・時間割や授業日数が分かるもの。（ある場合のみ）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者名と出産予定日が確認できるページの写し
求職活動	求職活動状況等申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要量（保育施設等を利用できる時間）は必ず短時間での認定 ・ハローワーク受付票の写し ・面接の案内や結果通知等の写し（ある場合のみ） ・開業準備中の場合は、開業計画書
災害復旧	り災証明書	

5. 保育認定の有効期間について

保育を必要とする事由	保育認定期間
就労・疾病・障害 介護・看護 災害復旧	事由の満了期間、又は小学校就学までのどちらか早い時期。
妊娠・出産	出産予定日の前2か月を含む月の初日から、 出産予定日の後2か月を経過した月末まで。
就学	保護者の卒業予定日の属する月の月末まで。
求職中	有効期間の開始日から3か月を経過する日の月末まで。
育児休業取得前から 入所している子どもの 育児休業中の継続利用	①育児休業対象の子の満1歳の誕生日の属する月末まで。 ②育児休業対象の子の満1歳の誕生日の属する年度末まで。 上記のいずれか短い期間。
その他	市長が必要と認める期間。（上記①②後の育児休業を含む）

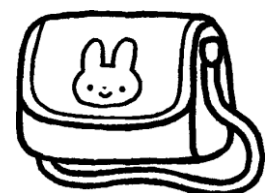
6. 年齢早見表

年齢 (令和8年4月1日時点)	生年月日
0歳	令和7(2025)年4月2日 以降
1歳	令和6(2024)年4月2日 ~ 令和7(2025)年4月1日
2歳	令和5(2023)年4月2日 ~ 令和6(2024)年4月1日
3歳	令和4(2022)年4月2日 ~ 令和5(2023)年4月1日
4歳	令和3(2021)年4月2日 ~ 令和4(2022)年4月1日
5歳	令和2(2020)年4月2日 ~ 令和3(2021)年4月1日

※入所可能年齢は保育施設等によって異なります。19~20ページの一覧表をご覧ください。

●入所可能年齢の考え方

例) 令和7年12月20日生まれ → 令和8年4月1日時点で満3か月
令和8年7月1日時点で満6か月
令和9年1月1日時点で満1歳

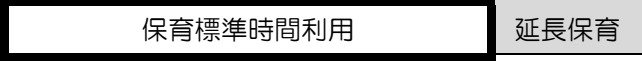



7. 保育の必要量（保育施設等を利用できる時間）

保育認定を行う場合、同時に保育の必要量の認定を行います。

保育の必要量は、利用時間によって「標準時間」と「短時間」の2種類があります。

保育の必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。

保育の必要量	認定例
<p>保育標準時間認定 (1日：最大11時間) (例) 開所時間 7:30~18:30</p>  <p>7:30 18:30 19:30</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両親ともにフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合。(月あたり120時間以上就労) 父親が就労し、母親が妊娠・出産。 ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合。
<p>保育短時間認定 (1日：最大8時間) (例) 開所時間 7:30~18:30</p>  <p>7:30 8:30 16:30 18:30 19:30</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両親のいずれかがパート勤務する場合又はそれに近い場合。(月あたり120時間未満就労) 両親の1人が就労、1人が求職活動している場合。 ひとり親世帯で、保護者がパート勤務する場合又はそれに近い場合。

※認定された利用時間以外の時間に利用する場合、又は1日に利用できる最大時間の範囲を超えて利用する場合は、延長保育となります。上図のような保育施設等の場合、保育短時間認定の子どもが7:30~17:30まで利用した場合、7:30~8:30、および16:30~17:30の時間は、延長保育となります。

(開所閉所時間は、保育施設等により異なります。)

※延長保育についての詳しい説明は、14~15ページをご覧ください。

※保育標準時間認定される方であっても、保育短時間認定を希望できます。



◆保育利用料

1. 保育利用料の算定について

3歳児～5歳児クラスの児童と、市民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの児童の保育利用料は無料となります。

市民税非課税世帯以外の0歳児～2歳児クラスの児童の保育利用料は、その児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（祖父母等）の市民税額に応じて決定します。

※「3歳未満児」とは、当年度4月1日に満3歳になっていない児童をいい、その児童が年度の途中で満3歳になっても、当該年度中は3歳未満児とみなします。

保護者の税額が一定基準額に満たない場合、祖父母と同居しているときは、祖父母の市民税所得割額も含めて保育利用料を決定します。保育利用料の決定を年2回（4月、9月）行います。毎年9月が保育利用料の切り替え時期となります。

保育利用料の決定に用いる市民税額

保育利用料		保育利用料決定に用いる市民税額の年度	市民税額決定に用いる収入のあった期間
令和7年度	4月～8月分	令和6年度	令和5年1月～12月
	9月～3月分	令和7年度	令和6年1月～12月
令和8年度	4月～8月分	令和7年度	令和6年1月～12月
	9月～3月分	令和8年度	令和7年1月～12月
令和9年度	4月～8月分	令和8年度	令和7年1月～12月
	9月～3月分	令和9年度	令和8年1月～12月

※市民税の計算にあたっては、申告特例控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等は適用しません。

※1月1日時点で広島市等の政令指定都市に住所があり、その後三次市に転入された方は、平成30年度に都道府県から政令指定都市へ税源移譲が行われ、市民税の税率が6%から8%に変更されていますが、保育利用料の算定においては従来の税率である6%を用いて計算します。



2号・3号認定こども用 保育利用料基準額表（月額）

【表1】

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		階層 区分	保育利用料 (3歳未満)		保育利用料 (3歳以上)	
			標準	短時間	標準	短時間
当該年度分（4月から8月分）にあつては前年度分）市民税の額が次の区分に該当する世帯	市民税非課税	B	0	0		
	市民税所得割非課税	C1	10,000	9,500		
	市民税所得割 24,300 円未満	C2	13,000	12,300		
	24,300 円以上 48,600 円未満	C3	15,000	14,200		
	48,600 円以上 60,700 円未満	D1	18,000	17,100		
	60,700 円以上 72,800 円未満	D2	21,000	19,900		
	72,800 円以上 84,900 円未満	D3	24,000	22,800		
	84,900 円以上 97,000 円未満	D4	27,000	25,600		
	97,000 円以上 115,000 円未満	E1	31,000	29,400	0	0
	115,000 円以上 133,000 円未満	E2	35,000	33,200		
	133,000 円以上 151,000 円未満	E3	39,000	37,000		
	151,000 円以上 169,000 円未満	E4	43,000	40,800		
	169,000 円以上 213,000 円未満	F1	47,000	44,600		
	213,000 円以上 257,000 円未満	F2	52,000	49,400		
	257,000 円以上 301,000 円未満	F3	57,000	54,100		
	301,000 円以上 397,000 円未満	G	60,000	57,000		
397,000 円以上	H	63,000	59,800			

※保育短時間認定を受けた児童の保育利用料は、保育標準時間認定を受けた児童の保育利用料の
▲5%で設定します。

【表1】2号・3号認定こども用 保育利用料基準額表で算定した児童の世帯の市町村民税の所得割が77,101円未満で、次のいずれかに該当する場合は、下の【表2】による保育利用料となり、第2子目以降は無料となります。

- ① 母（父）子世帯。（児童扶養手当又はひとり親家庭等医療の受給対象保護者）
- ② 在宅障害者又は在宅障害児のいる世帯。（世帯分離している場合は対象外）
- ③ 生活保護を受けている世帯に相当する世帯。

【表2】

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		階層区分	保育利用料（3歳未満）		保育利用料（3歳以上）	
			標準	短時間	標準	短時間
当該年度分（4月から8月分）にあっては前年度分） 市民税の額が次の区分に該当する世帯	市民税非課税	BA	0	0		
	市民税所得割非課税	CD	4,000	3,750		
	市民税所得割 24,300円未満	C2B	5,500	5,150		
	24,300円以上 48,600円未満	C3B	6,500	6,100	0	0
	48,600円以上 60,700円未満	D1B	9,000	8,550		
	60,700円以上 72,800円未満	D2B	9,000	8,550		
	72,800円以上 77,101円未満	D3B	9,000	8,550		

※保育短時間認定を受けた児童の保育利用料は、保育標準時間認定を受けた児童の保育利用料の▲5%で設定します。

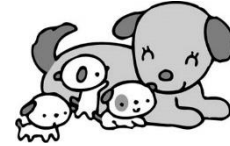


2. 保育利用料の減額について

●保育利用料の無償化

(対象)

- ・ 3歳から5歳児クラスの児童。
- ・ 市民税が非課税世帯の0歳から2歳児クラスの児童。



●第2子半額、第3子目以降無料

階層区分BからHの場合 (【表1】2号・3号認定こども用 保育利用料基準額表)	最年長の児童	表に定める額
	つぎに年長の児童	表に定める額×0.5
	その他の児童	0

※同一世帯から保育施設等の他に幼稚園等を利用している児童も算定対象人数に含めます。

【国の多子軽減に係る特例措置】

(次の2点を満たす場合) →保育利用料は、第2子が半額、第3子目以降は無料。

- ①保護者と生計を一にする子のうちの第2子目以降の児童が保育所に入所。
- ②世帯の市民税の所得割が57,700円未満。(ひとり親世帯は、77,101円未満)

【市独自の保育利用料の軽減措置】

(世帯の市民税の所得割が57,700円以上の場合でも、次の3点を満たす場合)

→保育利用料は、第2子が半額、第3子目以降は無料。

- ①保護者と生計を一にする子のうちの第2子目以降の児童が保育所に入所。
- ②保育利用料決定に必要な市民税の申告がなされている。
- ③市税等を完納している。

●保育利用料の減免

児童の世帯の収入が、疾病・失業・退職等により著しく減少したとき等、申請により保育利用料が減免される場合がありますのでご相談ください。

※年間の収入決定後の審査になるため、申請後すぐに減免が適用されるわけではありませんのでご注意ください。

3. 保育利用料の納付方法について

保育利用料は、口座振替をご利用ください。

◎口座振替の手続方法

『三次市保育料預貯金口座振替依頼書』に記入、金融機関への届出印を押印し、入所希望日の前月の上旬を目途に、各金融機関又は保育課へ提出してください。

※取り扱い金融機関

広島銀行・中国銀行・中国労働金庫・広島みどり信用金庫・もみじ銀行・
ひろしま農業協同組合・両備信用組合・ゆうちょ銀行・郵便局

4. 副食費について

●副食費の決定

公立保育所の3歳以上児の副食費は、三次市の規則で定める金額を徴収します。子供の城保育園及び認定みゆきこども園の3歳以上児の副食費も同様です。

副食費 ※国の基準額に準じるため変更になる場合があります。

区分	副食費（月額）
保育認定子ども（2号給付）【3歳以上児】	5,100円

※「3歳以上児」とは、当該年度4月1日に満3歳になっている児童をいいます。

なお、0歳から2歳までの副食費は、保育利用料に含まれています。

●副食費の免除

【国の制度による徴収免除】

《1号認定の場合》（次のいずれかに該当する場合）→副食費は0円。

- ・世帯の市民税の所得割合算額が、77,101円未満である。
- ・小学校3年生までの子どもから数えて、第3子以降である。

《2号認定の場合》（次のいずれかに該当する場合）→副食費は0円。

- ・世帯の市民税の所得割合算額が57,700円未満（ひとり親世帯は、77,101円未満）である。
- ・小学校未就学の子どもから数えて、第3子以降である。

【市独自の制度による徴収免除】

（国の制度による徴収免除とならない場合でも、次の2点を満たす場合）→副食費は0円。

- ①児童及び保護者が、三次市に住民登録されている。
- ②市税等を完納している。

5. アレルギー食対応について

公立保育所では、給食を実施しています。食物アレルギーによる食事制限を必要とするお子さんに対しての給食（おやつも含む）は、医師の診断書に基づき、除去食を提供します。集団給食のため限界もありますが、アレルギー食対応については保護者と保育所がともに協力し合って次のとおり取り組んでいきます。

- ・食物アレルギーの対応は、「生活管理指導表」を提出していただき、医師の指示に基づき対応します。そのため、医師の指示がない場合（子どもの好き嫌いや保護者の意向等によるもの）の除去食対応はしていません。
- ・対応については、保育所と保護者がともに取り組むために、ケース会議を開催して進めていきます。給食での対応が困難な場合、弁当持参をお願いすることがあります。（弁当持参の場合は、保護者、保育所、保育課と協議して決めます。）
- ・私立保育所及び認定こども園については、各園にお問い合わせください。

◆その他

1. 土曜日午後保育の申込について

愛光・十日市・東光・和田・粟屋・酒屋・三良坂・布野・みわ・神杉・吉舎保育所、私立保育園及び認定こども園で実施します。

土曜日午後保育（土曜日の13：00以降の保育）を利用する場合は、各保育施設等に直接申込が必要です。

※利用を希望される方は入所承諾後に各園にお問い合わせください。

《申込の条件》

◎保護者のいずれもが、土曜日に勤務している等により保育できない事情がある場合。

◎土曜日勤務用の勤務証明書が必要。

※令和8年5月1日現在の状況です。今後の動向により、変更になる場合があります。

2. 延長保育の申込について

【2-1】延長保育について

閉所後1時間の保育（有料）については、愛光・十日市・東光・酒屋・布野・三良坂保育所、私立保育園及び認定こども園で実施します。

全保育施設等において保護者等のいずれもが勤務等の理由により、認定された利用時間から外れた時間を延長して利用する場合も、延長保育となります。

※保育の必要量についての詳しい説明は、8ページをご覧ください。

各保育施設等の開所時間をご確認いただき、利用する場合は各保育施設等に申込をしてください。

《申込の条件》

◎保護者のいずれもが、認定された保育時間以外又は閉所時間後も勤務している等により保育できない場合。



※愛光・十日市・東光保育所・私立保育園及び認定こども園は、入所承諾後に各園にお問い合わせください。

※【例】保育短時間認定で利用している子どもが、開所時間が7：30～18：30の保育所において、7：30～17：30まで利用した場合には、7：30～8：30と16：30～17：30の時間は延長保育となります。

【2-2】延長保育料について

対象保育所： 愛光・十日市・東光・酒屋・布野・三良坂

(18:30以降の延長保育を実施している保育所)

	7:30	8:30	16:30	18:30	19:30
保育短時間認定	延長保育 B 無料	保育短時間利用	延長保育 C 日額：100円	延長保育 A 日額：200円	
保育標準時間認定	保育標準時間利用			延長保育 A 日額：200円	

対象保育所： 川地・和田・田幸・神杉・粟屋・川西・君田・さくぎ・吉舎・みわ・こうぬ

(保育短時間認定の場合、16:30から延長保育になります。)

	7:30	8:30	16:30	18:30
保育短時間認定	延長保育 B 無料	保育短時間利用	延長保育 C 日額：100円	
保育標準時間認定	保育標準時間利用			

※保育所により閉所時間は異なります。

- 保護者のいずれもが勤務等の理由により、認定された利用時間から外れた時間を延長して保育が必要な場合に、延長保育の利用ができます。
- 保育短時間認定の方が、延長保育Aを利用する場合は、延長保育AとCの両方の延長保育料として計300円がかかります。
- 私立保育園及び認定こども園の延長保育料については、金額が異なる場合がありますので、各園にお問い合わせください。



3. 休日保育の申込について

東光保育所で実施します。市内認可保育所に入所している児童が対象です。

休日保育（日曜日・祝日）を利用する場合は、前月 20 日までに保育課への申込が必要です。

※20 日が閉庁日の場合は、直前の開庁日まで。

《申込の条件》

保護者のいずれもが、休日も勤務している等により保育できない事情がある場合。

☆休日保育料 年齢:R8.4.1 時点

区 分	日 額	一時間あたり	延長保育
3 歳未満児	3,200 円	500 円	200 円
3 歳以上児	2,500 円	500 円	200 円

※詳しくは、保育課又は東光保育所にお問い合わせください。

4. 一時預かりの申込について

一時的に保育が必要となる時等、保育施設等に入所していなくても保育サービスを受けることができるサービスです。

酒屋・三良坂・みわ・こうぬ・東光保育所・認定みゆきこども園で実施していますので、利用する場合は各園にお問い合わせください。（子供の城保育園は令和 8 年度はサービス休止）

☆一時預かり料 年齢:R8.4.1 時点

区 分	保育所ごとの利用料		
	月 額	日 額	一時間あたり
3 歳未満児	42,000 円	3,200 円	500 円
3 歳以上児	32,000 円	2,500 円	500 円



※認定みゆきこども園については、金額が異なる場合がありますので、園にお問い合わせください。

※2 ページの支給認定証を受けた、3 歳以上児または市民税非課税世帯の場合には、利用料を軽減できる場合があります。詳しくは保育課までお問い合わせください。

5. その他の一時預かりについて

次の一時預かりの利用は、直接施設にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	利用可能年齢
だっこルームみよし (サングリーン内)	十日市東四丁目 1-30	(0824) 62-2188	満 6 か月

6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

すべてのこどもたちの育ちを応援するため、保護者の就労要件等を問わず、保育施設等に通っていない3歳までのお子様を預けることができる制度です。

※「一時預かり」は保護者の就労や病気などの理由が必要ですが、こども誰でも通園制度は理由を問いません。

実施施設：酒屋・三良坂・みわ・こうぬ・東光保育所・認定みゆきこども園・三次あゆみ保育園
対 象：①と②すべてに該当するこどもが対象です。

①生後6か月から満3歳未満のこども

※満3歳の誕生日前々日まで利用できます。

②保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等に通っていない未就園児

※認可外保育施設に通っているこどもは対象です。

利用時間：こども1人につき、月10時間まで

※施設によって1回あたりの利用可能時間が異なります。

利用料金：1時間300円

※次の世帯に該当する場合は利用料金の減免を受けることができます。

- ・生活保護世帯
- ・市民税非課税世帯
- ・市民税所得割課税額合計が77,101円未満の世帯
- ・要支援や要保護など市が特に支援が必要と認めた世帯

利用の流れ

1	利用認定	<ul style="list-style-type: none">・「利用資格認定申請書」を保育課に提出してください。 様式は市ホームページからダウンロードできます。・資格認定後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」からアカウント発行のお知らせメールが届きます。・メールに記載の手順通り、総合支援システムにログインし、情報登録を行ってください。
2	事前面談	<ul style="list-style-type: none">・総合支援システムで希望する施設を検索し、事前面談を予約してください。・施設から日程調整の連絡（電話やメールなど）があります。施設で面談を受けてください。
3	利用予約	<ul style="list-style-type: none">・総合支援システムで利用の予約をしてください。・予約が確定したら、施設からメールが届きます。
4	利用	<ul style="list-style-type: none">・予約に従って施設を利用し、利用後は利用料金を支払ってください。

※施設によって受入人数や受入時間、給食提供の有無などが異なります。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/29/37164.html>



7. 病児・病後児保育の申込について

子どもが病気の「回復期」又は「回復期に至らない場合」に保護者が就労、冠婚葬祭、病気等の理由で、家庭において保育できない場合一時的にお預かりします。

施設名	病児・病後児保育室「すくすく」
場 所	三次市東酒屋町 10531 番地（市立三次中央病院内）
開設日時	月～土曜日 8時～18時
対象年齢	生後6ヶ月～小学校6年生
症 状	病気の回復期又は回復期に至らない場合
利用料	2,000円／1日 減免制度あり
休 日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
備 考	登録申請が必要です。利用の際は、次のとおり医師連絡票が必要です。 ・病児利用：市立三次中央病院小児科医師、市内小児科医師、 作木診療所医師、甲奴診療所医師が記入したもの ・病後児利用：かかりつけ医が記入したもの
電話予約	すくすく 0824-63-2181

※令和8年5月1日現在の状況です。

8. 広域入所について

広域入所とは、住所地以外の市区町村の保育施設に入所を希望する場合、市区町村間で調整等を行うことで、住所地以外の保育施設への入所が可能となる制度です。

【対象児童】

以下のいずれかに該当する場合、広域入所の申込みができます。

- ①希望保育施設のある市区町村で保護者が勤務している。
- ②希望保育施設のある市区町村に祖父母が在住し、保護者が里帰り出産、又は入院する。

【受付場所及び申込締切日等】

	三次市在住 三次市 <u>以外</u> の保育施設を希望	三次市外在住 三次市 <u>内</u> の保育施設を希望
受付場所	保育課（市役所東館2階）	住民票のある市区町村の担当窓口
申込 締切日	希望保育施設のある市区町村の 申込締切日の2週間前頃まで	入所希望月の前々月の5日頃まで
必要書類	三次市内の保育施設の申込と同様 ※申込書類についての詳しい説明は、 4～6ページをご覧ください。	住民票がある市区町村の指定書類

【留意事項】

- ・保育施設のある市区町村の締切日などについてのご確認をお願いします。
- ・締切日間近に提出されると、入所希望日の審査に間に合わない場合があります。
- ・就労を事由とする広域入所の利用期間は、最大で年度末までです。翌年度も継続して利用したい場合は、再度申込をする必要があります。

◆市内保育施設等

1. 公立・私立・認定こども園

区分	地域	名称	所在地	定員	入所年齢		入所可能年齢	開所時間 閉所時間		延長保育	一時預かり	
			電話番号		0・1・2歳	3・4・5歳		平日	土曜日			
公立(民間委託)	三次	愛光	三次町 1681	110	○	○	満 6 か月	7:30		●	—	
			(0824)62-2590					18:30				
		十日市	十日市中四丁目 8-1	170	○	○	満 6 か月	7:30		●	—	
			(0824)62-3038					18:30				
		東光	四拾貫町 12-1	150	○	○	満 6 か月	7:15		●	●	
			(0824)63-7838					18:30				
公立	三次	川地	上志和地町 1078-1	45	○	○	満 1 歳	7:30		—	—	
			(0824)68-2731					18:30	13:00			
		和田	向江田町 3362-7	80	○	○	満 1 歳	7:30		—	—	
			(0824)66-2091					18:30				
		田幸	大田幸町 1532-2	45	○	○	満 1 歳	7:30		—	—	
			(0824)66-1969					18:30	13:00			
		神杉	高杉町 1684-1	84	○	○	満 6 か月	7:30		—	—	
			(0824)66-1324					18:30				
		栗屋	栗屋町 11456-1	55	○	○	満 1 歳	7:30		—	—	
			(0824)62-0170					18:30				
		川西	三若町 1513	45	○	○	満 1 歳	7:30		—	—	
			(0824)69-2006					18:30	13:00			
		酒屋	東酒屋町 579	140	○	○	満 6 か月	7:30		●	●	
			(0824)63-7505					18:30				
		君田	君田	君田町西入君 78-1	60	○	○	満 6 か月	7:30		—	—
				(0824)53-2085					18:30	13:00		
		布野	布野	布野町下布野 1257-2	60	○	○	満 6 か月	7:30		●	—
				(0824)54-2612					18:30			
		作木	さくぎ	作木町下作木 721-1	60	○	○	満 6 か月	7:30		—	—
				(0824)55-2058					18:30	13:00		
		吉舎	吉舎	吉舎町吉舎 112-1	90	○	○	満 6 か月	7:30		—	—
				(0824)43-2522					18:30			
		三良坂	三良坂	三良坂町灰塚 60-2	120	○	○	満 6 か月	7:15		●	●
				(0824)44-2231					18:30			
三和	みわ	三和町敷名 11460-9	120	○	○	満 6 か月	7:30		—	●		
		(0824)52-2009					18:30					
甲奴	こうぬ	甲奴町本郷 11627-1	100	○	○	満 6 か月	7:30		—	●		
		(0847)67-5252					18:30	13:00				
私立	三次	子供の館	南畑敷町 349-7	60	○	—	満 6 か月	7:30		●	—	
			(0824)63-2300					18:30				
		子供の城	十日市中二丁目 9-24	100	○	○	満 6 か月	7:30		●	—	
			(0824)65-1112					18:30				
認定こども園	みゆき	畠敷町 1868-2	120	○	○	満 3 か月	7:15		●	●		
		(0824)62-1388					18:30					

※令和 8 年 5 月 1 日現在の状況です。今後の動向により、変更になる場合があります。

2. 事業所内保育事業及び小規模保育事業

事業所内保育事業は、企業の従業員対象の保育施設の定員の一部を地域枠として開放し、保育を必要とする児童を受け入れます。

名 称	所在地	定員 (地域 枠)	入所年齢			入所可能 年齢	開所時間	延長 保育	一時 預かり
	電話番号		0歳	1歳	2歳		閉所時間		
三次あゆみ保育園	粟屋町 2827-1	12	○	○	○	満9か月	8:00	-	● (従業員のみ)
	(0824)62-5353	(4)					19:00		
きらきら保育所 (三次地区医療センター内)	十日市東三丁目 16-1	15	○	○	○	満9か月	8:00	-	-
	(0824)62-6308	(4)					18:30		

小規模保育事業は、少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

名 称	所在地	定員	入所年齢			入所可能 年齢	開所時間	延長 保育	一時 預かり
	電話番号		0歳	1歳	2歳		閉所時間		
専法寺保育園	三次町 1181-3	19	○	○	○	満6か月	7:30	-	-
	(0824)63-0930						18:30		
あおぞら ひよこ園	畠敷町 166-53	12	○	○	○	満6か月	7:30	-	-
	(0824)62-2070						18:30		

●開所日

原則、月曜日から土曜日です。(日曜日、祝日、年末年始はお休み)
詳しくは各施設にお問い合わせください。

●保育利用料について

10~11 ページの保育利用料基準額表により算定されます。

3. その他の教育・保育施設

次の保育所・幼稚園の入所(園)は、直接各施設にお問い合わせください。

区 分	名 称	所 在 地	電 話 番 号	入所 可能年齢
認可外保育所 (私立)	青空保育園	三次町 3-14	(0824)62-1119	3歳児
	ベビーハウスすみれ	三次町 335-1	080-1935-4755	1か月
	三次清心幼稚園	十日市中二丁目 1-43	(0824)62-3505	満2歳
幼 稚 園 (私立)	三次中央幼稚園	十日市中二丁目 9-8	(0824)62-5100	満3歳
	三次清心幼稚園	十日市中二丁目 1-43	(0824)62-3505	満3歳

※認可外保育所、私立幼稚園の第2子目以降保育料補助制度について

第2子目以降の児童が上記の認可外保育所、私立幼稚園及び事業所内託児所に入園されている場合も保育料等の減額措置が行われます。